

○南箕輪村企業振興条例

平成18年 6 月26日

条例第15号

南箕輪村企業振興条例（昭和57年条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、南箕輪村の商工業等企業の育成及び立地を促進するため、必要な振興措置を講じ、もって企業の振興及び雇用機会の拡大を図り、本村の産業の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業等 製造業、サービス業、運輸業、建設業、卸売業、小売業、飲食業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定するものを除く。）その他村長が村の企業振興上必要と認めたもの
- (2) 工場等 直接事業の用に供する工場、事務所、店舗及び倉庫をいう。
- (3) 新設 村内に工場等を有しないものが新たに工場等を設置すること又は村内に工場等を有する者が新たに既設工場等とは違う業種の工場等を設置することをいう。
- (4) 移設 村内に工場等を有する者が、新たに村内の他の場所に一部又は全部の工場等を設置することをいう。
- (5) 増設 村内に工場等を有する者が、当該工場等を拡張又は改築することをいう。

（振興措置）

第3条 村長は、第1条の目的達成のため、村内に工場等を新設、移設及び増設した者に対して予算の範囲内で補助金を交付することができる。（以下この条例において「振興措置」という。）

（振興措置の取消し等）

第4条 村長は、前条の規定に基づく振興措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、概に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 事業を廃止したとき又は廃止の状態にあると村長が認めたとき。
- (2) 不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(4) その他村長が取消しを必要と認めたとき。

(審議会の設置)

第5条 村長の諮問に応じ、村内企業の振興等に関し、調査審議するため、南箕輪村企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員7人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から村長が任命する。

(1) 村議会において議員の中から推薦した者2人以内

(2) 識見者5人以内

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長及び会長代理を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

7 会長代理は、会長に事故があるときその職務を代理する。

8 審議会の庶務は、産業課が行う。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際に現にこの条例による改正前の南箕輪村企業振興条例第3条の規定に基づいて適用を受けている者に係る振興措置については、なお従前の例による。